



# 花巻市少年センターだより

令和4年  
3月15日  
発行

## 春休みの非行防止について

市内の学校は3月中旬から春休みに入ります。長期休みの中でも年度末と年度初めをはさむため、自分の学年や身分が曖昧に感じられ、気が緩みがちになりやすい時期でもあります。新年度に向けて、家族で目標を考え話し合しましょう。

また、新型コロナウイルス感染防止の影響で、子ども達は多くの時間を家庭内で過ごすことになり、これまで以上にネット・ゲーム・動画利用時間が大幅に増えることでゲームをやめられないなど、依存症が疑われる子どもが増え、有害情報や危険なサイトに触れたことをきっかけとして、犯罪被害に被害に巻き込まれるケースや、オンラインゲームのトラブルに遭うケースが増加しています。ゲームやスマートフォンなどの利用について家族でしっかりルールを決めましょう。



## 令和3年『花巻署管内の不良行為少年補導状況』

行為 年別	飲酒	喫煙	薬物乱用	粗暴行為	金品不正要求・ 金品持ち出し	性的いたすら	暴走行為	家出・無断外泊	深夜はいかい	怠学	不健全性的行為	不良交友	不健全娯楽	合計
令和3年	0	20	0	0	1	0	0	2	5	2	0	0	0	30
令和2年	1	25	2	1	0	0	0	1	10	0	7	0	0	47
増減	-1	-5	-2	-1	1	0	0	1	-5	2	-7	0	0	-17

(令和3年1年～12月) 出典：花巻警察署

不良行為少年（上記記載の行為で補導された20歳未満の者）は30人で前年（47人）に比較し、-17人減少しました。そのうち、喫煙が全体の67%を占めています。

## 少年センター（少年補導委員）活動状況（4月～12月）

★街頭巡回活動（令和3年4月～12月）実施回数217回 活動した補導委員数 延べ512人

※8月～9月の補導活動は、「岩手緊急事態宣言」が発令されたため、活動を自粛した。

★有害図書類自動販売機調査（11月12日実施）

主任少年補導委員と花巻警察署、花巻市防犯協会の合同で行われ、東和町前田2台、田瀬2台が稼働していました。販売している商品は、2ヶ所ともDVDや玩具。図書類の販売はありませんでした。建物内には、DVDの空き箱が無造作に捨てられていました。自由に立ち寄れる場所なので、少年への悪影響が心配です。

岩手県では業者に対して、包括指定対象図書等の撤去要請をしています。

※地域の皆さまも、子どもたちへの「声かけ」「気配り」などにご協力をよろしくお願い致します。

お帰りなさい



# 改正少年法2022（令和4年）4月1日に施行されます！

令和3年5月21日、少年法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行されます。

この日から、成年年齢を18歳とする民法の一部を改正する法律も施行されます。

成年年齢の引き下げにあわせ少年法が改正され、18、19歳を「特定少年」と位置づけ、17歳以下の少年とは異なる特例を定めています。

## 《改正少年法の主なポイント》

（法務省より抜粋）

### ポイント① 少年方法の適用

18歳、19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、少年の事件は全件家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定します。ただし、原則逆送対象事件の拡大や逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に取り扱われるなど、17歳以下の者とは異なる取扱いがされます。

※少年事件を家庭裁判所が決定する処分には、・検察官送致（逆送）、保護処分などがあります。逆送決定された後は、原則として検察官により刑事裁判所に起訴され、懲役刑、罰金刑などの刑罰が科されます。

### ポイント② 原則逆送対象事件の拡大

原則として逆送決定がされる事件に、18歳以上の少年（特定少年）のとき犯した、死刑、無期又は短期（法定刑の下限）1年以上の懲役、禁錮に当たる事件（例えば、組織的詐欺罪、現住建造物、放火罪、強盗罪、強制性交等罪などが該当します。）が追加されます。

### ポイント③ 実名報道の解禁

少年のとき犯した事件については、犯人の実名、写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年（特定少年）のとき犯した事件について起訴された場合には、禁止が解除されます。

## 成年年齢引き下げで、できること？ できないこと？



### ★18歳になってできること

- ・親の同意なしで契約できる。（携帯電話の契約やクレジットカードを作る、1人暮らしの部屋を借りるなど）
- ・結婚可能年齢が男女とも18歳になるなど・・・



### ★20歳にならないとできないこと（今までと変わらないこと）

- ・飲酒、喫煙をする
- ・公営ギャンブル（競馬、競輪、競艇など）



## 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」実施中(2月～5月)

内閣府では、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進入学の時期に関係機関と連携・協力して、フィルタリング利用の推進や青少年・保護者等のインターネットテラシー（ネットを適切に使いこなす能力）の向上に向けた取組みを集中的に展開しています。

### ※ 取組み ※

- 1 パレンタルコントロール(保護者による管理)による対応の推進
- 2 効果的なフィルタリング等の利用
- 3 話し合いによる家庭内ルールづくりの促進
- 4 インターネットを適切に活動する能力の向上促進



※「春のあんしんネット内閣府」で検索すると、参考資料を見ることができます

## 【お知らせ】

- 1 花巻市少年センターでは、少年に関する相談を受け付けております。
- 2 出前講座はいかがですか？
  - ・市少年センターでは、インターネットやスマートフォンの利便性や落とし穴などについてわかりやすく説明いたします。開催は無料です。
    - ▶問合せ先 花巻市少年センター ☎41-3552
  - ・青少年活動交流センター（公）岩手県青少年育成県民会議研修会等に講師を派遣します。謝金は不要。旅費交通は依頼者負担になります。
    - ▶盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 アイーナ8F ☎019-606-1763

ご利用してください。



《発行》  
花巻市少年センター  
（市民生活総合相談センター内）  
電話 41-3552(直通)  
FAX 41-1299